

## 令和6年度 栗グループ特定処遇改善（ベースアップ）加算配分ルール

※改善期間は令和6年4月から令和7年3月（給与支給ベースで5月～4月）までの12カ月間

1. 基本的には65歳未満の介護職員で常勤・非常勤に関わらず当事業所の健康保険を有する職員

※（4月1日時点で65歳以上の職員は、特定と処遇改善補助手当がなくなります。）

2. 下記の表に該当する介護職員

グループ内の勤務年数	所属グループ	特定処遇改善手当（残業単価に反映しない）			
		介護福祉士資格有り		介護福祉士資格無し	
		正社員（1月）	時間給（1H）	正社員（1月）	時間給（1H）
0年～3年未満	グループ②	4,000円	24円	0円	0円
3年～5年未満		9,000円	54円	4,000円	24円
5年～10年未満		13,000円	78円	9,000円	54円
10年以上				13,000円	78円
	グループ①	20,000円	120円		

※グループ内の勤務年数・・・介護に従事した期間（産休・育休期間・長期病欠期間・介護以外の仕事をした期間を除く）

3. 法人が特に必要と認めた場合及び各事業所内で大きな責任を担う職員は、上記一覧表の金額に上乗せした特定処遇改善手当を支給することができます。

4. 特定処遇改善・処遇改善補助手当は、その年度毎にグループ内の各事業の構成（売上や資格要件や年齢構成）が変化することから年度毎に支給金額等を見直して参りますのでご理解ください。

※令和6年6月（7月支給分）からは加算が一本化される為、金額の見直しも含め支給明細も処遇改善手当のみの支給に一本する予定です。

5. 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金については、現在の処遇改善補助手當に上乗せするかたちで5月給与（4月労働分）から支給します。  
なお、3月・4月の2か月分に関しては、一時金（賞与）として5月中に支給する予定です。

※介護サービス事業所の売上（単位数）によって年間の加算額が上下することから、その年度の途中においても見直すことがありますのでご承知おきください。

※資格要件や勤務年数は、年度毎の初日を起算として算出することから制度運用途中での勤務年数到達や資格取得への対応はいたしません。

※従来からの処遇改善手当は、正社員（20,000円/月）または、それ以外で当事業所の健康保険を有する職員（120円/H ※所定時間上限）になります。